

宮古市震災復興基本方針（概要版）

平成 23 年 6 月 1 日策定

○趣旨：東日本大震災からの復興に向けた取り組みの基本的な考え方を明らかにするとともに、復興に向けたまちづくりを推進するため、「宮古市震災復興基本方針」を定めるものです。

復興に向けた基本的な考え方

○市民生活の安定と再建を図ります。

- ◆応急仮設住宅の建設等による住宅の確保をはじめとした暮らしの安定が図られるよう取り組みを進めます。
- ◆各産業の復興に向けた取り組みを支援し、地域経済の早期回復、雇用の維持・確保を図るなど市民が安定した生活を取り戻すための取り組みを進めます。

○安全で快適な生活環境の実現を図ります。

- ◆市民の生活環境を単に被災前の状況に戻すのではなく、宮古市が持続可能な自治体であり続けるための長期的な展望に立ちつつ、より安全で快適な生活環境の実現を目指し取り組みを進めます。
- ◆防災施設を再構築するなかで、自らの命を自ら守れるような環境整備、共助による地域防災力の向上、そのためのコミュニティの強化、再生の取り組みを進めます。

復興にあたって配慮して取り組むべき事項

- 市民と行政とのパートナーシップによる参画と協働を基本として進めます。
- 計画的かつ効率的に事業を進めます。
- 被災した市民への配慮と公平性を確保します。
- 状況変化に応じて柔軟に対応します。

復興計画の策定

（1）策定趣旨

- ◆復興対策を迅速かつ効率的に実施するための総合的な計画です。
- ◆国、県や公共的機関との連携・協力とともに、市民、地域自治組織、市民活動団体、企業・事業者など宮古市に関わる全ての人々が一丸となって復興に取り組むための指針となるものです。

（2）復興計画の内容

- ◆復興後の市民生活や市街地の形成等のあるべき姿（目標）を掲げます。
- ◆各施策の方向を示すとともに、その実現手段を体系化します。
- ◆復興計画の柱としては、「すまいと暮らしの再建」「産業・経済復興」「安全な地域づくり」を想定しています。
- ◆外部検討組織や被災した方をはじめ市民等の意見を踏まえながら定めることとします。

（3）総合計画との調整

- ◆宮古市のまちづくりの指針「総合計画」に掲げるまちづくりのあるべき姿を踏まえ、計画を策定します。
- ◆総合計画及び関連計画との調整を図ります。

推進体制

（1）府内体制の整備

- ◆「宮古市東日本大震災復興本部」（本部長：市長）を設置
- ◆復興の総括・企画調整を担う専門組織「復興推進室」
- ◆被災者支援を担う専門組織「被災者支援室（生活課）」を設置

（2）外部検討組織の設置（7月設置）

（3）岩手県沿岸市町村復興期成同盟会との連携（沿岸 13 市町村）

当面、緊急的に取り組む内容

被災した市民の生活の一日でも早い回復に向け、また、市民生活の安定を図るため、以下の事項について、当面、緊急的かつ優先的に取り組んでいきます。
なお、復興にあたっては、従来の各種制度の枠を超えた財政支援等について、国や県に対し強く要望していきます。

(1) 被災した市民の生活支援

①快適な避難所生活の確保

現在も市内には多数の避難者がおり、避難所での生活を余儀なくされています。避難所における共同生活は、様々な制約が避けられないところですが、より過ごしやすい環境を整えるとともに、心身の健康を保ちながら安心した生活ができるよう支援体制の充実を図ります。

②住まい（応急仮設住宅・公営住宅）の確保

被災した市民の暮らしの基盤となる安心できる住まいを確保するため、県と連携を図りながら、7月中を目途に応急仮設住宅の完成、早期の入居を目指すとともに、雇用促進住宅、県営住宅、市営住宅など公営住宅の確保・活用を図ります。

(2) 情報提供・市民相談の充実

①情報提供

広報みやこの発行、市ホームページやモバイルメールなどインターネットの活用、さらには、臨時災害放送「みやこ災害エフエム」を通じ、被災した方をはじめ市民に対して、最新かつ必要な情報をいち早く提供します。

また、市外に一時的に避難している市民もいることから、岩手県沿岸市町村復興期成同盟会と連携し、テレビ、新聞等を通じて情報を提供します。

②市民相談の充実

被災した市民は、不安定な生活のなかで、困りごとや悩みごとなど今後の生活に関して大きな不安を抱えています。このような相談にきめ細かく対応するため、市民相談室を中心に関係機関との連携を図りながら、相談体制の充実を図ります。

(3) 公共土木施設とライフライン等の早期復旧

①公共土木施設の復旧

広範かつ甚大な被害が発生している公共土木施設（道路・橋梁・港湾・漁港・海岸・河川・下水道等）は、災害復旧や復興に向けた基盤となるものであり、各関係機関と連携し被災状況の実態把握に努めるとともに、早期に応急的な復旧工事を行います。

②ライフラインの復旧

市内の上水道、電気、固定電話は概ね復旧していますが、携帯電話は一部地域において不通となっていることから、早期の復旧について事業者に働きかけます。

③公共交通機関の運行再開等

◆バス交通

道路の不通により運休している路線について、道路の復旧状況を見ながら再開について事業者に働きかけます。

◆鉄道（JR）

JR山田線（宮古・盛岡間）は、全てのダイヤにおいて早期に運行が回復するよう事業者に働きかけます。

JR山田線（宮古・釜石間）は、線路、橋梁、駅舎等の流出・損壊などにより甚大な被害が発生し、復旧には年単位での時間を要するものと見込まれることから、出来る限り早期に復旧するよう事業者に働きかけます。

◆鉄道（三陸鉄道）

北リアス線、南リアス線とも線路、橋梁、駅舎等の流出・損壊などにより甚大な被害が発生し、一部区間の運行となっていますが、市民生活に多大な影響が生じないよう事業者に働きかけます。

なお、復旧には相当の費用が見込まれ、国の全面的な支援がなければ、再建できる見通しが立たない状況にあることから、県や沿線市町村、事業者と連携し国に働きかけます。

(4) 災害廃棄物の処理

津波被害により、陸域・海域に災害廃棄物が発生し、その処理すべき量の膨大さから市民生活に多大な影響が生じており、出来る限り、早期に処理完了するよう県の支援を受けながら進めています。

(5) 教育環境の確保

津波被害により、学校教育施設や社会・体育施設の一部が利用できない状況にあります。適正な教育環境の確保のため、被災施設の早期復旧を進めます。

また、被災した児童生徒に対しては、関係機関等との連携を図り、就学援助費支給等の就学支援や適切な心のケアに努めるほか、通学困難な児童生徒に対する交通手段の確保を継続します。

(6) 保健・医療・福祉の確保

被災した市民の心身の健康を保つため、県立病院や民間医療機関等との連携のもと、ハード・ソフト両面からの医療の提供体制を確保するとともに、保健指導などに努めます。

また、被災した子どもや高齢者、障がいの方々が安心した生活を送るための支援について、関係機関・団体と連携を図りながら進めます。

(7) 雇用確保及び産業の復興

①雇用・生活資金の確保

津波被害により、工場の操業停止や事業縮小に追い込まれる事業者も発生し、従業員の解雇、休職や新規学卒者の内定取消し等の雇用問題、漁業者等の生活再建などの問題が発生しています。雇用を維持するための支援など被災者の雇用と生活資金の確保に努めます。

②漁業の復興

漁船、漁港、養殖施設など漁業に関わるほとんどの施設・設備が壊滅的な被害を受けています。事業再開に向け漁港・漁場に堆積した瓦礫等について、順次除去作業を進め、漁港・漁場の機能と生産基盤の回復を図ります。

また、漁協と連携して、漁業者の経営・金融相談の充実を図るとともに、漁業の再建に向けた支援を強化します。

③商工業の復興

津波により、商店街の店舗への浸水、水産加工業をはじめとする工場の施設・設備の損壊など甚大な被害を受けています。

建物等の解体撤去、仮設店舗・工場等での事業再開を支援するとともに、国・県や商工会議所など関係機関との連携強化を図り、事業の維持・再開に向け、利子補給のほか各種情報の提供や相談体制を充実させ、地域経済の早期の回復を目指します。

④農林業の復興

津波により、海岸部の農地が水田を中心に甚大な被害を受けています。

農地へ流入した瓦礫の撤去を順次進めるとともに、国・県や農協など関係機関と連携し、耕地の除塩や堆積土砂の除去及び用水路・揚水施設等の復旧を図ります。

また、津波とそれに伴う塩害及び山火事で森林や林道が被害を受け、地場材を加工する施設・設備等が損壊していることから早期の復旧を目指します。

⑤観光の復興

国立公園施設や主要な観光施設は壊滅的な被害を受けています。

国立公園内に残された瓦礫の撤去作業を進め、観光施設等の早期の復旧を目指します。

岩手県策定の津波対策のイメージ（まちづくりパターン）

平成23年6月策定

津波対策の基本的な考え方

今回の津波に対して既存の海岸保全施設（防潮堤、湾口防波堤等）が果たした役割、日頃から実施されてきた避難訓練や防災教育を踏まえ、再び人命が失われることが無いよう、「海岸保全施設」、「まちづくり」、「ソフト対策」を適切に組み合わせた、多重防災型のまちづくりをめざし、被害を最小限におさえる「減災」の考えにより安全の確保を図ります。

津波対策の方向性

○海岸保全施設

- ◆海岸保全施設の整備をします。
 - ・過去に発生した最大の津波の高さを目標とすることには限界があるため、概ね百数十年程度で発生する津波の高さを目標とします。
 - ・施設の配置は、まちづくりと一体的に考慮し地域に最も適した配置とします。

○まちづくり

- ◆安全な住環境の整備をします。
 - ・被災した住宅や集落は、住民との合意形成を図りながら、嵩上げや高所移転により安全な住環境を確保します。
- ◆津波防災を考慮した土地利用計画とします。

海岸保全施設により一定の安全性を確保した上で、津波のシミュレーションを参考に、

 - ・住宅地、商業地、業務地、工業地を適切に配置します。
 - ・病院、学校、福祉施設等の公共公益施設を安全性の高い場所に配置します。
 - ・避難時間を短縮させる防浪ビルや避難タワー、防災公園や避難路等を適正に配置します。
- ◆公共施設等と連動した防災機能の強化を図ります。
 - ・避難場所となる公園や避難路を適正に配置します。
 - ・幹線道路や鉄道等については、ルートの見直しや、嵩上げによる防災機能を付加します。

○ソフト対策

- ◆避難計画の策定と情報通信網の整備等をします。
 - ・今回の避難行動の実態調査や津波浸水予測図を基に避難計画を策定します。
 - ・災害時にも確実に情報伝達できる重層的な情報ネットワークを構築します。
 - ・災害遺構の保存やメモリアル公園などを整備し、震災の経験や教訓を後世に伝えます。

まちづくりのグランドデザイン

地域の地理的・社会的条件や被災状況に応じたものとし、何よりも被災住民がその地にとどまり、地域のまちづくりに主体的に関わり、希望を持って生活再建を進められるものとします。

○まちづくりの視点

- ◆生命と財産を保全します。
 - ・津波に対してはどのような場合でも避難することを基本とします。
 - ・避難することを基本とし、100年程度で起こり得る津波に対しては防潮堤等のハード整備により生命と財産を確実に守ります。
 - ・過去に発生した最大の津波に対しては、ハード整備とソフト対策を組み合わせた多重防災型の考え方で生命を確実に守ります。
- ◆コンパクトな都市形成を図ります。
 - ・住民生活や企業活動に必要な機能を一定エリアにコンパクトに集約し、効率的な市街地整備を図ります。
 - ・街のにぎわいを作り出すために、住居地と商業地、業務地を近接または一体化するよう配慮します。
- ◆産業の再生と活性化を図ります。
 - ・地場産業や基幹産業の再生に加え、復興に寄与する新たな産業を育む基盤作りのため、防災施設や都市施設の整備と適正な土地利用の誘導を図ります。
 - ・水産業については、効率的な生産が図られるよう居住地と業務地の配置について配慮します。
- ◆環境との共生に配慮します。
 - ・自然環境に負荷をかけない市街地整備や自然エネルギーの活用など、産業基盤であり観光資源でもある自然環境との共生に配慮します。

○津波防災の分類

津波防災は、津波エネルギーへの対応方法により、「回避型」、「分散型」、「抑制型」の3つに分類し、地域の状況に応じて組み合わせてまちづくりを描きます。

分類	回避型	分散型	抑制型
ねらい (巨大津波 に対して)	生命と財産を守ります。	生命を守り、財産の多くを保全します。	生命を守り、財産の壊滅的被害を防ぎます。
イメージ			
概要	<ul style="list-style-type: none"> ◆津波を回避するため、集落の大部分を背後地などの高台に移動させます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆防潮堤などにより津波のエネルギーを分散させ、市街地を守ります。 ◆防潮堤の内側は、市街地の嵩上げや、背後地の利用も検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆防潮堤などに加え、道路や鉄道などの嵩上げで、津波のエネルギーを抑制し、壊滅的被害を防ぎます。 ◆防潮堤の内側は、市街地の嵩上げや、背後地の利用も検討します。

宮古市の検討課題

- 1 背後地には避難場所に適した高台はあるが、移転する土地としては急峻なため、移転可能な土地の確保の検討が必要である。
- 2 被災住民が早期に生活再建を図るため、整備期間の検討が必要である。
- 3 被災地域から移転した場合、移転後の被災地域の利活用の検討が必要である。
- 4 嵩上げや防潮堤などの防災施設の整備をする際に、被災地域内の利用可能な建物の取扱についても検討が必要である。

など

メモ欄

【宮古市震災復興に係る市民懇談会 意見交換メモ】

I 「すまいと暮らしの再建」を進めるためにはどのような取り組みが必要か

取組事例

1. 経済的支援や市民相談の充実など生活再建に向けた取り組み
2. 個人住宅再建支援や公営住宅等の整備など住まいの確保に向けた取り組み
3. 健康の維持・増進と心のケアの推進に向けた取り組み
4. 医療体制の確保に向けた取り組み
5. 児童・生徒の心のケア、就学支援の充実に向けた取り組み
6. 学校教育環境の整備に向けた取り組み
7. 社会教育・生涯学習環境やスポーツ・レクリエーション環境の整備に向けた取り組み
8. 雇用の場の確保や、雇用に係る相談体制の充実に向けた取り組み
9. 地域のコミュニティの強化・再生に向けた取り組み

II 「産業・経済復興」を進めるためにはどのような取り組みが必要か

取組事例

1. 農林水産業の早期事業再開など農林水産業の再生に向けた取り組み
2. 商店街や各種製造業施設の早期復旧など商工業の再生に向けた取り組み
3. 観光施設の早期復旧など観光の再生に向けた取り組み
4. 港湾機能の早期復旧など港湾の再生に向けた取り組み
5. 地域経済の再生に向けた取り組み

III 「安全な地域づくり」を進めるためにはどのような取り組みが必要か

取組事例

1. ハード・ソフト両面による多重型防災によるまちづくりに向けた取り組み
2. 安全な自然エネルギーの活用に向けた取り組み
3. 道路や公共交通の再整備など災害に強い交通ネットワークの形成に向けた取り組み
4. 道路、河川や漁港など公共土木施設の早期復旧に向けた取り組み
5. 防災意識の向上や自主防災組織育成など地域防災力の向上に向けた取り組み
6. 防災計画の見直しや災害時マニュアルの策定に向けた取り組み
7. 市民への情報伝達手段や被災者救護・救援体制の再構築に向けた取り組み
8. 防災教育の充実やメモリアルパークの整備など災害記憶の継承に向けた取り組み